

青森市物品交換契約標準約款（平成28年3月15日）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第11条 略</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条</u>に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は<u>第62条第1項</u>に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、<u>当該命令が確定したとき。</u></p> <p>二 <u>受注者が、公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。</u></p> <p>三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の6</u>又は<u>第198条</u>の規定による刑が確定したとき。</p>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>（談合その他不正行為による解除）</p> <p>第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条第1項</u>に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は<u>同法第50条第1項</u>に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、<u>当該命令が同法第49条第7項若しくは第50条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。</u></p> <p>二 <u>受注者が、公正取引委員会が受注者に行った排除措置命令又は納付命令に対し、独占禁止法第49条第6項又は第50条第4項の規定により審判請求し、その審判請求についてなされた却下又は棄却の審決が確定したとき。</u></p> <p>三 <u>受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについてなされた却下又は棄却の判決が確定したとき。</u></p> <p>四 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人に対する刑法（明治40年法律第45号）<u>第96条の3</u>又は<u>第198条</u>の規定による刑が確定したとき。</p>

改正後	改正前
<p>第11条の3～第12条 略</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第13条 受注者は、第11条の2各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。引渡しが終了した後も同様とする。</p> <p>一 第11条の2第1号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第2号に規定する裁判の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合。</p> <p>二 <u>第11条の2第3号</u>のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。</p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p>	<p>第11条の3～第12条 略</p> <p>(賠償の予定)</p> <p>第13条 受注者は、第11条の2各号のいずれかに該当するときは、次に掲げる場合を除き、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。引渡しが終了した後も同様とする。</p> <p>一 第11条の2第1号に規定する排除措置命令若しくは納付命令又は同条第2号若しくは第3号に規定する審決若しくは判決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合</p> <p>二 <u>第11条の2第4号</u>のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合</p> <p>2 略</p> <p>第14条 略</p>